

議事の経過・会議記録の概要

会議名：第1回（※）河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成25年11月21日（木曜日）14：00～17：03

場所：河内長野市立市民交流センター（キックス） 3階 大会議室（A・B）

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜市側説明員＞ 芝田市長、向井副市長、坂上地域福祉部長、井上生活福祉課長、小川生活福祉課参事、西野生活福祉課主査

＜事務局＞ 田中副市長、辻野総務部長、小西総務課長、寺本総務課統括主幹、吉川総務課主査、山中総務課職員

1 委員の委嘱

芝田市長から就任する委員3名に委嘱状（辞令）を交付

- ・井川英俊委員（税理士、元大阪国税局査察部統括国税査察官）
- ・中村好春委員（弁護士、元鳥取地方検察庁検事正）
- ・新倉 明委員（弁護士、元富山・熊本地方検察庁検事正）

（委嘱は、氏名50音順）

2 出席職員の紹介

3 開会・あいさつ

芝田市長から河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会の会議開会にあたってあいさつ

4 委員長・副委員長の互選

河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会条例（以下「条例」

といいます。) 第 6 条第 2 項 (委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。) の規定に基づき、委員 3 名により協議が行われ、委員長には、新倉委員が中村委員及び井川委員から推薦されて選任された。また、副委員長には中村委員が新倉委員長及び井川委員から推薦されて選任された。

5 市長による諮問

芝田市長から新倉委員長に諮問書 (生活保護費不正支出事件について (諮問)) を交付

＜ 芝田市長、向井副市長、田中副市長 退席 ＞

6 会議の公開・非公開の決定

事務局から条例第 8 条第 1 項の規定 (委員長は、審議する内容に応じて、会議の公開・非公開及び公開する場合の公開の方法等を委員に諮って決めるものとする。) についての説明が行われた後、新倉委員長からこのあとの審議予定の案件における市側の説明や資料の中で、生活保護受給者の個人情報、特に生活保護の受給状況などが含まれるのかについて質疑があり、事務局からこのあとの審議予定の案件については委員への説明や資料において、受給者の実名や実名でなくとも個人が特定される可能性がある内容が含まれていること、生活保護電算システムの検証においては受給者の実名やその状況がスクリーンに映しだされる旨の回答を行った。この質疑応答を経て、新倉委員長から条例第 8 条第 1 項に基づき中村副委員長、井川委員に諮り、この後の審議に関しては非公開とすることが決定した。

＜ 傍聴者 3 名 退席 ＞

7 審議 (案件 1 本件不正支出事件についての市の調査の検証、案件 2 生活保護電算システムの検証)

(1) 新倉委員長から生活保護の事務処理の流れとともに、その際に生活

保護電算システムの操作の流れについても併せて説明を行ってほしい旨の要請があり、市生活福祉課職員から主に以下の内容についての説明が行われた。

- ・生活保護の申請から決定までの事務の流れと各担当職員の役割等について、各担当職員が実際に作成した受給者の実名及び受給内容等が記入されているケース記録、生活保護決定調書、領収書、預金通帳等を委員に提示しながら、それらの書類の意義・内容、事務の流れをフローチャートに基づき説明。
- ・各担当職員が行う生活保護電算システムの操作処理手順等について、当時の生活保護電算システムを用いて、実際の受給者の実名及び受給内容等が入力されているデータをスクリーンに映し出しながら、フローチャートに基づき説明。

委員から、生活保護決定調書のような紙による決裁と生活保護電算システムによる決裁との関係はどうなっているのか質問が出され、市生活福祉課職員から、担当ケースワーカーが生活保護電算システムの生活保護決定調書作成画面に必要事項を入力し、生活保護電算システムから生活保護決定調書を印字して作成し、その紙の生活保護決定調書を経理担当、査察指導員兼主幹、課長、福祉事務所長兼部長の各決裁を受けるため、一件記録とともに決裁にまわし、査察指導員兼主幹は、生活保護電算システムの記録と紙による生活保護決定調書及び一件記録を検討して問題がなければ、決裁をし、課長、福祉事務所長兼部長が使用していたパソコン（端末）には、それぞれ生活保護電算システムが導入されておらず、紙による生活保護決定調書及び一件記録だけがまわり、それによって決裁をしていた、と説明がなされた。

(2) 委員から、次回の会議については、市の調査で判明している不正処理のパターンに則して、作成する書類と生活保護電算システム操作

処理を説明してほしい。また、本件不正支出事件を受けて大阪府が府内自治体に調査を実施したその内容と調査結果などがあれば追加で資料提出をしてほしいとの要請があった。

次回日程については、委員の日程を調整の上で決定することとし、次回については、今回の案件について引き続き行い、市生活福祉課からの説明を求めることとなった。

なお、次回案件についても、今回の案件を引き続き審議することとなることから、今回と同様、会議を非公開で行うとの方針が委員３名により決定された。

以 上

※ 赤字部分 会議の開催回の表示を追加しました。